

下松市鳥獣被害対策実施隊設置要綱を次のように定める。

平成26年8月22日

下松市長 井川 成正

下松市鳥獣被害対策実施隊設置要綱

下松市鳥獣被害対策実施隊設置要綱（平成24年10月17日制定）の全部を改正する。

（設置）

第1条 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条の規定に基づき、下松市鳥獣被害防止計画を円滑に実施するため、下松市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置する。

（実施隊の役割）

第2条 実施隊は、市長の指示に基づき対象有害鳥獣の個体数の減少を図るため、捕獲作業、情報収集等（以下「被害対策作業」という。）を行う。

（隊員）

第3条 実施隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 下松市猟友会が推薦する下松市猟友会の会員で、被害対策作業に積極的に取り組むことが見込まれるもの

(2) 市職員

2 隊員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の地方公務員とする。

（隊長及び副隊長）

第4条 実施隊に隊長及び副隊長を置く。

2 隊長は、農林水産課長の職にある者をもって充てる。

3 副隊長は、隊員のうちから隊長が推薦した者とする。

4 隊長は隊務を総理する。

5 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は隊長が欠けたときは、その職務を代理する。

（その他の役職及び組織）

第5条 前条に定めるもののほか、必要な役職及び組織は、隊長が定める。

（招集等）

第 6 条 実施隊は、市長の指示により隊長が招集する。

2 被害対策作業のために出動する人数は、市長と隊長が協議して決定する。

3 出動に当たっては、隊長は副隊長と協議して隊員の編成を行い、隊員は、隊長の指揮の下に組織的に活動を行う。

(報告)

第 7 条 隊長は、市長に対し、4 半期ごとに業務報告書（別記様式）により被害対策作業に関する報告を行うものとする。

(任期)

第 8 条 実施隊員の任期は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、再任を妨げない。ただし、任期中において隊員として不適任であると認められるときは、その委嘱又は任命を解くことができる。

2 任期の途中で隊員となった者の任期は、市長が委嘱又は任命した日からその日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

(報酬等)

第 9 条 隊員の報酬及び費用弁償は、下松市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 24 年下松市条例第 7 号）に定めるところによる。

(隊員の責務)

第 10 条 隊員は、被害対策作業に従事するときは、積極的な活動を行い、及び隊員間の情報交換を密にし、作業効果を高めるよう努めるものとする。

(協力の要請)

第 11 条 実施隊は、被害対策作業を円滑に行うため被害地域関係者、関係機関等に協力を要請することができる。

(庶務)

第 12 条 実施隊の庶務は、農林水産課において処理する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 22 日から施行する。

